

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 25 年 12 月 19 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 杉山 彰浩
	監察監督官 畷 寿樹
	電 話 073 (488) 1150
	F A X 073 (475) 0113

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況 — 重点監督を実施した 67.2%の事業場に法令違反を指摘 —

和歌山労働局における若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、平成 25 年 9 月に以下の対策を行い、今般、その状況を取りまとめました。

第1 過重労働重点監督月間の結果

- 和歌山労働局において、平成 25 年 9 月を「過重労働重点監督月間」として、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して実施した「過重労働重点監督」（以下「重点監督」という。）の結果は次のとおりです。（詳細は別紙 1）

【和歌山労働局における重点監督結果のポイント】

- 重点監督の実施事業場：67事業場
- 違反状況：45事業場（全体の 67.2%）に何らかの労働基準関係法令違反
〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
 - 違法な時間外労働があったもの 18事業場（26.9%）
 - 賃金不払残業があったもの 6事業場（9.0%）
 - 過重労働による健康障害防止措置が実施されていなかったもの 1事業場（1.5%）
- 健康障害防止に係る指導状況〔(1)のうち、健康障害防止のため、指導票を交付した事業場〕
 - 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの 9事業場（13.4%）
 - 労働時間の把握方法が不適切なもの 7事業場（10.4%）
- 重点監督において把握した実態
 - 重点監督時に把握した 1 か月の時間外・休日労働時間が最長の者の実績：
 - 80 時間超 10事業場（14.9%）
 - うち 100 時間超 5事業場（7.5%）

このほかにも、労働者からの申告（労働基準法第 104 条に基づいて労働基準監督署に違反の事実を申し立てるもの）を受け、申告監督を実施しています。（詳細は別紙 2）

重点監督及び申告監督において是正勧告等を行った違反・問題等の主な事例は、以下のとおりです。

〔和歌山労働局における違反・問題等の主な事例〕

- ① 販売業事業者において、高校生アルバイトを含む労働者全体に恒常的な時間外労働や割増賃金の不払いが認められ、また 36 協定の特別条項上限時間を超える月 100 時間超の労働実態も認められたことから、改善のための是正勧告を行った事例
- ② 食料品製造事業者において、中国人技能実習生を含む労働者全体に恒常的な時間外労働が認められ、また 36 協定の限度時間を超える月 80 時間超の労働実態も認められたことから、改善のための是正勧告を行った事例
- ③ 施設運営事業等を営む事業者に対して、無料電話相談の情報を契機として臨検監督を実施したところ、36 協定の限度時間を超える月 80 時間超の労働実態及びその他の問題が認められたことから、改善のための是正勧告を行った事例
- ④ 運送事業場の長距離ドライバーの運行において、月 400 時間超の拘束時間が確認され、実労働時間においても 36 協定の限度時間を超える労働実態が認められたことから、改善のための是正勧告を行った事例

2 これまで及び今後の対応

上記 1 の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行いました。

是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認を行っていきます。それでもなお、是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応することとしています。若者の「使い捨て」が疑われる事業場等に対しては、今後も引き続き監督指導を行っていきます。

第2 職場のパワーハラスメントの予防・解決への対応

平成 24 年度中に和歌山労働局へ寄せられた民事上の個別労働紛争相談 1,392 件のうち、職場のいじめ・嫌がらせに関する相談件数は 409 件と、相談項目全体の中で最も多い相談項目（全体の約 4 分の 1（24.8%））となるなど、職場のいじめ・嫌がらせ問題、いわゆる「職場のパワーハラスメント」の相談件数は近年増加傾向にあり、社会的な問題として顕在化している状況にあるため、和歌山労働局においては、和歌山県と共同で、次のパワーハラスメント防止対策に係る説明会等や周知啓発活動などを実施しています。

- ① 県内 5 箇所の会場において「改正労働契約法及びパワーハラスメント対策、改正高齢者雇用安定法説明会」の開催（平成 25 年 5 月～6 月実施）
- ② 「パワーハラスメント防止対策セミナー」を 2 回開催（平成 25 年 8 月実施）
- ③ 「周知啓発のためのチラシ・ポスター等」の作成及び 300 以上の事業場に対して配付（平成 25 年 7 月実施）
- ④ 平成 25 年 12 月に、県内の民間企業の人事総務担当者を対象とした「職場相談員研修」を開催

過重労働重点監督月間における「重点監督」実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 「重点監督」実施状況

「過重労働重点監督月間」中、67 事業場に対し重点監督を実施し、45 事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 18 事業場、賃金不払残業があったものが 6 事業場認められた。

表 1 「重点監督」実施件数等

業種	事項	重点監督実施 事業場数 (注 1)	何らかの労働基準 関係法令違反があ った事業場数	違反事項		
				労働時間 (注 2)	賃金不払残業 (注 3)	健康障害防止 対策 (注 4)
合計		67 (100.0%)	45 (67.2%)	18 (26.9%)	6 (9.0%)	1 (1.5%)
主な業種	製造業	29 (43.3%)	18	7	3	0
	鉱業	2 (3.0%)	2	0	0	0
	建設業	3 (4.5%)	1	0	0	0
	運輸交通業	11 (16.4%)	7	4	0	0
	商業	8 (11.9%)	7	3	2	1
	保健衛生業	7 (10.5%)	5	2	0	0
	接客娯楽業	2 (3.0%)	1	1	0	0
	その他の事業	5 (7.5%)	4	1	1	0

(注 1) 監督を実施した業種のみを計上している。

(注 2) 労働基準法第 32 条違反 [36 協定なく時間外労働を行っているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。] の件数を計上している。

(注 3) 労働基準法第 37 条 (割増賃金) 違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している [計算誤り等は含まない。]。

(注 4) 労働安全衛生法第 18 条違反 [労働安全衛生規則第 22 条 (衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。) 及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反 [1 月当たり 100 時間以上の時間外労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。] を計上している。]

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

「過重労働重点監督」実施事業場のうち 9 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導を実施することなどの過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導した。

表 2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	面接指導の実施 (注 2)	衛生委員会等における調 査審議の実施 (注 3)	面接指導等の実施に係る 体制の整備等 (注 4)
9	4	5	2

(注 1) 指導事項は、重複があり得る。

(注 2) 2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注 3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会での調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注 4) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導

「過重労働重点監督」実施事業場のうち7事業場に対して、労働時間の管理が不適切であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表3 労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	始業・終業時刻の確認・記録（基準2(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準2(5)）	労使協議組織の活用（基準2(6)）
		自己申告制の説明（基準2(3)ア）	実態調査の実施（基準2(3)イ）	適正な申告の阻害要因の排除（基準2(3)ウ）		
7	4	2	2	0	0	0

(注1) 指導事項は、重複があり得る。

(注2) 各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

「過重労働重点監督」実施時に時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、10事業場で1月80時間を超えており、そのうち5事業場で1月100時間を超えていた。

表4 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

把握していない	時間外労働なし	1月当たり45時間以下	1月当たり45時間超え80時間以下	1月当たり80時間超え100時間以下	1月当たり100時間超え
0	10	34	13	5	5

過重労働重点監督月間における申告受理・申告監督実施状況等

○ 申告受理・申告監督実施状況

「過重労働重点監督月間」中に、20件の申告を受理した。

また、重点監督以外にも、「過重労働重点監督月間」中に、19事業場に対して申告監督を実施し、14事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。

業種	事項	申告受理 件数	申告監督 実施事業場数 (注1)	何らかの労働 基準関係法令 違反があった 事業場数	違反事項			
					労働時間 (注2)	割増賃金 (注3)	賃金不払 (注4)	解雇 (注5)
合計		20 (100.0%)	19	14 (73.7%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	11 (57.9%)	1 (5.3%)
	製造業	2(10.0%)	0					
	建設業	3(15.0%)	4	2	0	0	2	0
	運輸交通業	4(20.0%)	2	2	0	0	2	0
	農林業	2(10.0%)	0					
	商業	1(5.0%)	2	2	0	0	2	0
	教育・研究業	1(5.0%)	2	1	0	0	1	0
	保健衛生業	1(5.0%)	2	1	1	1	0	0
	接客娯楽業	3(15.0%)	4	4	0	0	2	1
	清掃・と畜業	1(5.0%)	1	1	0	0	1	0
	その他の事業	2(10.0%)	2	1	0	0	1	0

(注1) 9月に申告監督を実施した事業場数であり、申告受理件数の内数ではない。

(注2) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反を計上している。

(注4) 労働基準法第24条及び最低賃金法第4条違反件数を計上している。

(注5) 労働基準法第19条違反〔解雇してはならない期間(業務上疾病の療養中等)に解雇したもの。〕及び労働基準法第20条違反〔解雇するに当たり、少なくとも30日以上前に予告をしていないものや、予告期間が30日に満たない場合で解雇予告手当を支払っていないもの。〕を計上している。